第八條　本會は委員中より有給常任委員を置く事を得、

第九條　各役員の任期を一ヶ年とす、但し會長の外は再任を妨げず、

第四章　會計

第十條　本會の經費は加盟團體より徴收し其金額は組合員一名に付金三錢とす、

第十一條　本會の豫算及決算は大會の承認を得る事を要し且つ其會計狀況を委員會に報告するものとす、但し緊急なる支出は此限りあらず、

第五章　資産

第十二條　本會の所有に屬する財産及事業より生ずる收入は凡て本會に屬す、

第六章　附則

第十三條　本會々則は大會に於いて三分の二以上の同意あるに非ざれば改正なす事を得ず

第十四條　本會々則は大正十年九月一日より實施す、